

ベトナム現地法人における 資金調達に関する規制について

(2024年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ホーチミン事務所

海外展開支援部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ホーチミン事務所が西村あさひ法律事務所・外国法共同事業ホーチミン事務所に作成委託し、2024年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび西村あさひ法律事務所・外国法共同事業ホーチミン事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび西村あさひ法律事務所・外国法共同事業ホーチミン事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・ホーチミン事務所

E-mail: VHO@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail: Platform-bda@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 増資	1
1.1. 増資	1
1.2. 外資による出資上限規制	1
1.3. 増資手続	1
1.4. その他	2
2. 外国ローン	2
2.1. 外国ローンの条件	3
2.2. 外国ローンの管理手続	5
2.3. 担保取引	6
3. 金融機関からの国内での借入れ	7
4. 社債	7
4.1. 社債の発行条件	8
4.2. 社債の適格保有者	8
4.3. 社債の発行手続	8
4.4. 社債の条件の変更	8
5. 転換社債	9
5.1. 転換社債の発行条件	9
5.2. 適格転換社債保有者	9
5.3. 転換社債の発行手続	9
5.4. 転換社債の転換	10
6. 転換ローン	10
7. 優先株式	10
8. グリーンファイナンス	11
9. サプライヤー与信	13
10. ピアツーピアレンディング（P2P）	13
別紙Ⅰ-増資の手続	15
別紙Ⅱ-外国ローンの登録	21
別紙Ⅲ-NRASTでの担保取引の登録	26
別紙Ⅳ-転換権がなくワラントが付かない社債の発行の手続	28
別紙Ⅴ-転換社債発行の手続	32

本報告書では、主として日系企業のベトナム現地法人（特に中小企業）を念頭に、ベトナムにおける資金調達規制について解説する。そのため、本報告書では、上場企業の資金調達については触れていない。

1. 増資

1.1. 増資

企業は、自社の定款資本¹の増加を目的として、出資または株式引受を募ることによって資金を調達することができる。定款資本の増加は、企業法とその施行文書によって規定されている。(1) 企業の所有者、社員または株主に外国投資家が含まれる場合、または(2) 新規出資者または新規株式引受者が外国投資家である場合、当該企業は外国投資企業²とみなされ、定款資本を増加する場合には、さらに投資法およびその施行文書の適用も受けることになる。また、当該企業の既存または新たな社員または株主が外国投資企業であって、その定款資本の50%超を外国投資家または同様の外国投資企業が所有している場合についても同様である³。

1.2. 外資による出資上限規制

外国投資家による市場参入条件の一環として、ベトナムの経済組織に対して外国投資家が所有する定款資本の許容比率が規定されている⁴。外資による出資上限規制は、ベトナム法およびベトナムが締約国となっている国際条約（ベトナムのサービス分野に関する WTO 公約、サービスの貿易に関する一般協定、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定、日本・ベトナム経済連携協定（日本の投資家向け）など）において規定されている。外国投資家の市場参入に関する条件の対象となっている業種の一覧と、その具体的な適用条件は、外国投資に関する国家情報システム⁵（National Information System on Foreign Investment）上で公開されている。したがって、外国投資家がベトナム市場への参入を許可されているか、またはその他の市場参入条件を完全に満たしている場合であって、ベトナムの経済組織が属する業種に適用される外資による出資上限規制がないときは、外国投資家は、当該経済組織の定款資本の100%を所有することが認められる。

1.3. 増資手続

増資の手続については、別紙 I を参照されたい。なお、株式会社が自己資本の増加のために株式の私募を行う場合、一般的には、(i) 株式の私募に関する計画を会社が決定すること（すなわち募集株式の種類と総数を株主総会が決定し、かつ取締役会が引受価格を決定すること）⁶、(ii) 会

¹ 定款資本とは、有限責任会社もしくは組合の設立にあたり出資もしくは出資の約諾が行われた資産の総額、または株式会社の設立時の売却株式もしくは引受株式の額面総額をいう（企業法第 4.34 条）。

² 投資法第 3.22 条

³ 投資法第 23.1 条

⁴ 投資法第 9.3 条 (a)

⁵ <https://fdi.gov.vn/>

⁶ 企業法第 138.2 条 (b) および第 153.2 条 (d)

社の既存の株主が募集株式について優先引受権を行使すること、(iii) 既存の株主または優先引受権の譲受人が全募集株式を買い取らなかった場合には、株主総会の別段の承認がない限り、既存の株主に対する募集条件と同等以下の条件で他の者に残余の株式を募集すること、などの所定の手続を経ることが義務付けられる。なお、公募の場合は、証券関連法に基づく別途の手続を経なければならないが、前述の本報告書の目的に鑑み、ここでは証券関連法上の手続については触れていない。

1.4. その他

外国投資家によるベトナムの企業への出資またはその株式の購入については、外資による出資上限規制の他に、さらなる条件が課される可能性がある。例えば、投資先企業の事業内容に応じて、外国投資家による投資そのものが規制されたり、投資家の資格・能力に関する条件が課されたりすることなどがある。したがって、出資または株式引受が実施可能であるか否かは、外国投資家が当該条件を充足するかどうかによって左右される。出資または株式引受を募る企業は、当該企業の実際の事業内容および潜在的な社員または株主の資格・能力に基づいて、必要に応じてその実施可能性について弁護士等の専門家の助言をを求めることをお勧めする。

2. 外国ローン

ベトナムで設立された企業は、ベトナム国外の法人からローンを借り入れることができる⁷。この場合の外国法人は、当該企業の親会社でも構わない。また外国ローンは、金銭消費貸借契約、貸付委託契約、後払い契約（割賦売買契約）、ファイナンスリース契約または債務証券発行の形式をとることが可能である⁸。外国ローンの借入れを行う場合には、企業は一定の条件（以下 2.1 に記載）を充足し、かつ外国ローンの管理手続（以下 2.2 に記載）を遵守しなければならない⁹。後払い契約の形式をとる外国ローンは、条件の充足を免除される（以下 2.1 に記載）。企業は、外国ローン契約の準拠法の選択について、外国の貸付人と合意することができる¹⁰。準拠法として外国法を選択することも可能であるが¹¹、その場合でも当該契約がベトナム法に相反しないことが求められる¹²。

一般に、ベトナムの借入人に対してローンを提供する場合、外国の貸付人はベトナムにおける特定のライセンスを取得している必要はないが、外国の貸付人の所在国の規制その他の関連規制の適用を受ける。例えば、日本では、子会社および一定の企業グループ内での貸付けについては、貸金業法の規制の例外とされているが、それ以外の場合については、「業として行う」ものに該当

⁷ 外国為替管理に関する規則（その後の改正を含み、以下「**外国為替管理規則**」という。）第 17.1 条。ベトナム政府からの保証を受ける外国ローンについては特別な規制が課されるが、本報告書では、当該外国ローンに関する議論は省略する。

⁸ 政令 219/2013/ND-CP（以下「**政令 219**」という。）第 3.1 条、通達 12/2022/TT-NHNN（以下「**通達 12**」という。）第 3.1 条。

⁹ 外国為替管理規則第 17.3 条、政令 219 第 4.2 条

¹⁰ 民法 664.2 条

¹¹ 政令 219 第 4.4 条

¹² 政令 219 第 14.3 条

して貸金業の登録が必要にならないかを慎重に検討する必要がある。また、シンガポールでは、専ら法人に対してのみ貸付けを行う場合は、貸金業ライセンスの取得は不要とされている。いずれにしても、外国の貸付人の法的・財務能力については、借入人が自らの責任で確認する必要がある¹³。

2.1. 外国ローンの条件

(i) ローン目的

短期外国ローンの借入目的は、以下のものに限られる。¹⁴

- (1) 外国債務のリストラチャリングを行うこと
- (2) 投資プロジェクト、生産・事業活動その他のプロジェクトの実施から発生し、かつ企業会計に関する適用法令により決定される現金での支払が可能な短期債務を支払うこと（国内ローンの主債務を除く。）¹⁵

一方で、中長期ローンは、以下の目的で利用される¹⁶。

- (1) 投資プロジェクトを実施すること
- (2) 生産・事業活動その他のプロジェクトを実施すること
- (3) 外国債務のリストラチャリングを行うこと

また、上記のような正当な目的を有する外国ローンであっても、特別法による制限のため、これを行うことができない場合がある。例えば、住宅法では、商業用住宅開発のための資本調達として外国ローンの利用が認められていないため¹⁷、借入人の商業用住宅開発への投資プロジェクトを実施するための外国ローンは認められない。ただし、特別法によるこうした制限は多くはない。

(ii) ローン通貨

外国ローンの通貨は、外貨が原則とされているが¹⁸、一定の状況下ではベトナムドン（以下「VND」という。）とすることができる。すなわち、(1) 借入人がマイクロファイナンス機関である場合、(2) 借入人が外国投資企業であり、当該借入人に対する外国投資家である外国の貸付人が、ベトナムへの直接投資から得た収入により貸付けを行う場合、または(3) 借入債務額が VND で決定されるものの、借入または返済は外貨建てで行われる場合である¹⁹。

(iii) 借入限度

¹³ 政令 219 第 14.2 条

¹⁴ 通達 08/2023/TT-NHNN（以下「**通達 08**」という。）第 17.1 条 (a)

¹⁵ 借入人が、特別法に従って財務安全指標を満たす必要がある場合は、借入人は、その事業を行うために、外国ローンを借り入れることができる（借入期間を 12 か月以内とする）。

¹⁶ 通達 08 第 17.2 条

¹⁷ 住宅法第 69 条。改正住宅法第 115.1 条においても同様。

¹⁸ 通達 08 第 10.1 条

¹⁹ 通達 08 第 10.2 条

中長期の外国ローンは²⁰、一定の借入限度に服する。具体的には以下のとおりである²¹。

- (1) 投資プロジェクトの実施：借入人の投資プロジェクトのための国内および外国の中長期ローンの元本の残高（期間が延長された短期ローンおよび延滞し、中長期ローンとなった短期ローンを含む。）は、投資プロジェクトの総投資資本額と投資証明書、投資登録証明書または投資方針承認に記載された投資家の出資資本額との差額を超過してはならない。
 - (2) 生産・事業活動その他のプロジェクトの実施：当該目的のための借入人の国内および外国の中長期ローンの残高（期間が延長された短期ローンおよび延滞し、中長期ローンとなった短期ローンを含む。）は、法律にしたがって管轄当局の承認を受けた外国ローン利用計画における借入必要額の合計を超えてはならない。
 - (3) 外国債務のリストラクチャリング：当該目的のための外国ローンの最高額は、リストラクチャリング時における既存の外国債務の元本、利息、費用の残高および新規ローンの費用の残高の合計額を超えてはならない。企業の短期外国ローンは、上記条件（1）および（2）の対象外である²²。
- (iv) 借入費用の上限

現状、借入費用の上限は、明示的に規制されていない。必要に応じて、ベトナム国家銀行は、外国ローンの制限を管理するために、随時外国ローンの借入費用に関する条件の適用に関して決定を行い、かつ借入費用の上限を決定し、公表する²³。

- (v) 為替リスクのヘッジ

現状、為替リスクに対するヘッジは義務付けられていない。現行法上、為替リスクのヘッジには、(1) 為替スポット、(2) 為替フォワード、(3) 為替スワップ、および(4) 為替オプションの4種類があるが²⁴、このうち、(1) は決済が取引日から2営業日以内の日に行われるため、適さないと考えられる²⁵。具体的なヘッジ方法について一例を挙げると、例えば、為替リスクのヘッジに為替フォワードを選択する場合、借入人は、取引日（為替フォワード契約の締結日）に、借入人・銀行間の合意為替レートにより、返済日におけるローン通貨建てのローン元本金額（またはそれ未満）を、VNDを対価として買い付けるための為替フォワード契約を認可銀行との間で締結する。返済日に、銀行は借入人に対して、合意したローン元本金額をローン通貨で引き渡し、借入人は銀行に対して、合意したローン元本金額を（返済日の為替レートではなく）合意済の為替レートで換算した金額をVNDで支払う。このようにして、借入人は為替リスクを管理するこ

²⁰ 中長期の外国ローンとは、期間が1年を超える外国ローンをいう（通達08第3.2条）。

²¹ 通達08第18条

²² 通達08第18.4条

²³ 通達08第12.2条

²⁴ 通達02/2021/TT-NHNN第2.7条から第2.10条

²⁵ 通達02/2011/TT-NHNN第2.7条

とができる。

2.2. 外国ローンの管理手続

(i) ローン登録

(1) 中長期の外国ローン、または(2) 短期の外国ローンのうち、期間が延長され、ローン期間全体が1年を超えるものについては、借入人は当該ローンをベトナム国家銀行に登録しなければならない。短期の外国ローンのうち、契約による期限の延長はなされていないが、当初の貸付日から1年目の応当日に未返済元本が残存しているものについても、借入人が当該応当日から30日以内にローンを完済しない限り、ベトナム国家銀行に登録しなければならない²⁶。借入人は、登録内容に変更が生じた場合には、免除が適用される場合を除き、かかる変更を登録しなければならない²⁷。

後払い契約については、ベトナム国家銀行への登録は不要である²⁸。

登録手続の詳細および登録時の必要書類については、別紙IIを参照されたい。

(ii) ローン口座

借入人は、外国ローンの借入れと返済のための口座を開設しなければならない。借入人が外国投資企業であり、投資登録証明書を発行されている場合、借入人は、中長期の外国ローンの借入れと返済のための口座として、直接投資資本口座（以下「DICA」とい

²⁶ 通達12第11条

²⁷ 通達12第17.1条。

登録内容の変更の登録免除が適用される場合は、次のとおり。

- (i) 貸付、返済の計画を、ベトナム国家銀行から承認されている計画から許容された範囲内（10営業日以内）で変更する場合
- (ii) 借入人の住所を、その本店所在地と同一の市内または省内で変更する場合
- (iii) 貸付人代表（すなわちシンジケートローンエージェント）が指定されているシンジケートローンにおいて、貸付人らおよび貸付人らの関連情報を変更する場合。ただし、貸付人代表を務める貸付人に関する変更、および貸付人に関する変更の結果、貸付人代表の役割に変更が生じる場合を除く。
- (iv) 口座管理業者、担保取引取扱銀行の商号が変更となる場合
- (v) 外国ローンの利息・手数料の支払計画が、外国ローンの登録または変更登録の確認書においてベトナム国家銀行が確認済の計画から変更されたが、外国ローン契約で規定する利息・手数料の算定方法には変更は生じない場合
- (vi) 貸付金額、元本返済額、ならびに利息および手数料の支払金額の変更（増減）が、外国ローン通貨の100通貨単位以内である場合
- (vii) 特定の期間における実際の貸付金額または元本返済額が、外国ローンの登録確認書または変更登録確認書に記載された貸付計画および債務返済計画に記載された金額に満たない場合

²⁸ 通達12第4.2条

う。)を使用しなければならない²⁹。借入人が外国投資企業であり、投資登録証明書は発行されていないものの、外国為替管理の規制に従い DICA を開設することが義務付けられている場合（すなわち、当該外国投資企業の定款資本の 50%を外国投資家が保有している場合）³⁰も、同様である。送金（ローンの実行、返済）は、免除が適用される場合を除き、全て当該口座経由で行わなければならない³¹。

2.3. 担保取引

借入人は、返済義務を担保するために、外国の貸付人に対して担保を提供することができる³²。かかる担保は、ベトナムの法規制に反するものであってはならない。ベトナム法における担保には、(i) 質権 (Pledge)、(ii) 抵当権 (Mortgage)、(iii) 手付 (Deposit)、(iv) 保証金 (物) (Security Collateral)、(v) エスクロー (Escrow)、(vi) 所有権留保 (Title Retention)、(vii) 保証 (Guarantee)、(viii) 身元保証 (Fidelity Guarantee)、(ix) 留置権 (Lien) の 9 種類がある³³。実務上、外国ローンの担保として最もよく用いられる担保は、抵当権と保証である。所有権留保は、後払い売買契約の場合によく用いられる。

抵当権については、外国の貸付人が設定可能な財産に一定の制限が存在する。例えば、外国の貸付人は、土地法上の制限³⁴により、土地使用権および土地に付着した資産³⁵に係る抵当権を取得することはできない。住宅についても同様である³⁶。機械、株式、出資持分、転換社債などの動産についても抵当権を設定することは可能である。株式、出資および転換社債に抵当権が設定されている場合、借入人は、上記 1.2 で述べたとおり、外資による出資上限規制を遵守しなければならない。

土地使用権および土地に付着した資産の抵当権、航空機の質権または抵当権、ならびに海上船舶の抵当権が効力を生ずるためには、登録が必要である³⁷。土地使用権および土地に付着した資産の抵当権の登録機関は、各省の天然資源環境局の土地登録局（または所定の支部）である。航空機の質権または抵当権の登録機関は、交通省の航空局である。海上船舶の抵当権の登録機関は、

²⁹ 通達 12 第 26.1 条および第 26.2 条

³⁰ 通達 06/2019/TT-NHNN 第 3.2 条

³¹ 通達 12 第 31.1 条

³² 通達 08 第 11 条

³³ 民法第 292 条

³⁴ 組織である土地使用者であって、土地賃借料を一括払いして国から土地を賃借している者、または土地使用料を支払って国から土地の割当てを受けた者は、「ベトナムで事業を行うことを許諾された金融機関」に対して、自らの土地使用権および建物等の土地に付着した資産に抵当権を設定する権利を有する（土地法第 174.2 条 (d)、その後の改正を含む。）。同様の規定が、改正土地法にも定められている。

³⁵ 担保取引の文脈において、「土地に付着した資産」には、住宅建設のための投資プロジェクトによる住宅、建築物、住宅法に定める戸建住宅、その他の建築物、多年生植物および開発生産林、その他法律に定める土地付着物が含まれる（政令 21/2021/ND-CP 第 3.4 条）。「土地に付着した資産」の概念は、民法上の不動産の概念に概ね類似している（民法 107.1 条）。

³⁶ 住宅法 144.1 条

同様の規定が、改正住宅法にも定められている。

³⁷ 土地法第 188.3 条、海事法第 39.2 条および民事航空法第 29.3 条

交通省の海事局（または所定の下部組織）である³⁸。

動産（中央登録されている証券を除く。）の抵当権および所有権留保は、当事者の裁量により、国家担保取引登録局（以下「NRAST」という。）に登録することができる³⁹。登録され、先行する登録がない場合、抵当権者および留保所有権者は、担保権の執行にあたり、いかなる第三者に対しても第一優先権を有することになる⁴⁰。NRASTにおける登録手續については、別紙 III を参照されたい。証券関連法に従って中央登録されている証券の登録機関は、ベトナム証券預託決済機構である。

借入人は、担保取引を、担保される外国ローンと共に登録しなければならない⁴¹。貸付人が担保を執行する場合、当該執行による受取金は、担保取引の取扱銀行を経由して貸付人に送金しなければならない。担保取引の取扱銀行は、ローンの登録時に借入人がベトナム国家銀行に登録し、借入人は、取扱銀行を担保設定者に通知するものとされている⁴²。

3. 金融機関からの国内での借入れ

企業は、ベトナムの商業銀行、外国銀行支店または金融会社からの信用供与を受けることができる。信用供与の形態には、ローン、ファクタリング、手形割引、ファイナンスリースがある。本報告書では、商業銀行、外国銀行支店、金融会社およびファイナンスリース会社をあわせて金融機関と呼ぶ。

企業は、(1) 既存のローンが事業活動のためのものであり、(2) 借換え後のローンの期間が既存のローンの期間を超えず、かつ、(3) 既存のローンがそれまで条件変更されたことがない場合には、既存のローンの借換えを行うために他の金融機関で借入れを行うことが認められている⁴³。一般に、企業に信用が供与されるかどうかは、借入人の法的地位、ローンの適法な目的、借入人のローン利用計画の実行可能性、借入人のローン返済能力などに関する金融機関の評価次第である⁴⁴。

4. 社債

下記 5 で述べる転換社債とは異なり、1 名有限責任会社、2 名以上有限責任会社および非公開株式会社は、私募により通常の社債（すなわち、転換権がなくワラントが付かない社債）を発行することが認められており、これについては、企業法に従うことになる⁴⁵。一般に、証券の「私募」とは、募集の一形態であり、(1) パブリックメディアを介して行ってはならず、かつ、(2) プロ

³⁸ 政令 99/2022/ND-CP（以下「政令 99」という。）第 10 条

³⁹ 民法第 298.1 条

⁴⁰ 民法第 297.1 条および第 298.2 条

⁴¹ 通達 12 第 37.4 条 (dd)

⁴² 通達 12 第 35 条、第 36 条および第 37 条

⁴³ 通達 39/2016/TT-NHNN（その後の改正を含み、以下「通達 39」という。）第 8 条

⁴⁴ 通達 39 第 7 条および第 17 条、通達 04/2013/TT-NHNN（その後の改正を含む。）第 14.1 条、通達 02/2017/TT-NHNN 第 11 条および第 13 条

⁴⁵ 企業法第 46.4 条、第 74.4 条および第 111.3 条

証券投資家を除く100名未満の投資家に対して行われるか、またはプロ証券投資家のみに対して行われる募集である⁴⁶。社債の発行条件、適格保有者、発行手続については下記を参照されたい。

4.1. 社債の発行条件

- ・ 発行者は、前年度の監査済財務諸表を有していなければならない。また、適用される健全性比率を充足していなければならない。
- ・ 発行者は、発行日までの3年間に支払期日が到来した社債の元本および利息について、全額の支払を終えていなければならない。
- ・ 社債発行計画について、法律の定めるところにより適正な承認を受けなければならない⁴⁷。

4.2. 社債の適格保有者

プロ証券投資家⁴⁸のみが、転換権がなくワラントが付かない社債に応募することができる⁴⁹。社債の譲渡は、社債発行計画に記載された適格社債保有者に対してのみ行うことができる。

4.3. 社債の発行手続

転換権がなくワラントが付かない社債の発行手続については、別紙IVのIを参照されたい。

4.4. 社債の条件の変更

国内市場の社債については、投資家に公表された社債発行計画に従って社債の元利金を適時にVNDで完済できない場合、社債の発行者は、以下の原則に基づき、支払期日が到来した社債の元利金を他の資産で支払うことを社債権者と交渉することが認められるようになった⁵⁰。

- (1) かかる支払は、民法および関連法を遵守して行われなければならない。条件付投資分野の場合は、企業は、当該条件付投資分野に関する法律の規定も遵守しなければならない。
- (2) かかる支払について、社債権者の承認を得なければならない。
- (3) 社債の発行者は、法律に従って、特別情報を開示し、社債の元利金を支払うために使用した資産の法的地位に関して全面的に責任を負わなければならない。

社債の条件の変更は、以下の原則に従わなければならない⁵¹。

- (1) かかる変更は、発行者の所轄機関により採択され、かつ同種の発行済社債合計の65%以上に相当する数の社債権者により承認されなければならない。
- (2) 社債の期間を延長する場合は、投資家に公表された社債発行計画における期間より2年を

⁴⁶ 証券法第4.19条および第4.20条

⁴⁷ 企業法第128.3条、政令153/2020/ND-CP（その後の改正を含み、以下「政令153」という。）第9.1条

⁴⁸ 法律上、プロ証券投資家とは、財務能力または証券の専門知識を有する投資家であって、銀行、金融/証券会社、投資ファンド、国際金融機関、上場会社、または定款資本がVND1000億（約430万米ドル）超の会社などを含むと定義されている（証券法第11条）。2023年3月5日に、政令153を更に修正するために政令08/2023/ND-CP（以下「政令08」という。）が発出された。これに基づき、個人のプロ証券投資家による私募社債の購入に関する一定の基準の適用が、2023年12月31日まで延期されていた。2024年1月1日以降は、これらの基準が適用されている。

⁴⁹ 政令153第8.1条(a)

⁵⁰ 政令08第1条

⁵¹ 政令08第2条

超えてはならない。

- (3) 社債の条件の変更に同意しない社債権者については、社債の発行者は投資家の利益を確保するための交渉を行う責任を有する。社債の発行者が交渉計画を受け入れない場合、社債の条件の変更が発行済社債の65%以上に相当する社債権者により承認されていた場合であっても、社債の発行者は、投資家に公表された社債発行計画に従って、社債権者に対する義務を充足しなければならない。

社債の発行者は、法律に従って、変更に関する特別情報を開示しなければならない。

5. 転換社債

3つの企業形態(すなわち、1名有限責任会社、2名以上有限責任会社および株式会社)のうち、株式会社のみが転換社債を発行することができる⁵²。転換社債については、社債保有者が、転換社債の条件に従い、社債を株式に転換することができる。株式会社が公開会社でない場合、当該会社は、私募により転換社債を発行することができる⁵³。転換社債の発行条件、適格社債保有者、発行手続および転換については、以下を参照されたい。

5.1. 転換社債の発行条件

上記4.1で述べた条件に加えて、2024年1月1日から、転換社債が複数のトランシェで発行される場合には、トランシェ間に少なくとも6か月のクーリングオフ期間がなければならないとされている⁵⁴。他方で、政令65/2022/ND-CPが政令153を改正し、複数トランシェで発行される社債一般に適用される制限期間を短縮しており、複数のトランシェに区分される発行の場合、各発行トランシェは、当該発行が発表された日から30日以内に完了されなければならないと、発行期間の合計は、最初の発行日から6か月を超えてはならないものとされている⁵⁵。そうした改正の結果、現行の規制下においては、そうした抵触する規制のために、転換社債を複数のトランシェで発行することはできないと考えられる。

5.2. 適格転換社債保有者

転換社債を引き受けることができるのは、以下の適格投資家のみである。

- (1) プロ証券投資家
- (2) 戦略的投資家(投資家の財務・技術能力に基づいて発行者の株主総会により選定された投資家)

戦略的投資家の数は、100名を超えてはならない⁵⁶。転換社債の譲渡は、転換社債発行計画に記載された適格転換社債保有者に対してのみ行うことができる。

5.3. 転換社債の発行手続

転換社債の発行手続については、別紙VのIを参照されたい⁵⁷。

⁵² 政令153第4.3条および第9.3条(a)

⁵³ 証券法第30条

⁵⁴ 政令153第9.3条(d)

⁵⁵ 政令153第10.2条

⁵⁶ 政令153第8.1条(b)

⁵⁷ 政令153第13.2条

5.4. 転換社債の転換

転換時に、発行会社と転換社債保有者は、1.2 で述べられている外資による出資上限規制を遵守しなければならない。通常、別紙 I 記載の株式引受手続に従う。さらに、発行会社は、転換社債の株式への転換が完了してから 5 営業日以内に、証券取引所に対し、転換に関する情報開示を行わなければならない⁵⁸。

6. 転換ローン

法律上、転換ローンの定義は存在しない。実務上、転換ローンは、将来的に返済されるか、または資本に転換されるローンと理解されている。会社/借入人は、契約法に基づき、転換の条件について投資家/貸付人と交渉する。

転換ローンは、ローンと転換権という 2 つの要素から構成されるため、当該ローンを提供するのが外国投資家である場合、当該ローンについては、上記 2 で述べた外国ローンに関する規制に従うことになる。外国ローンの登録手続については、別紙 II を参照されたい。ローンが資本に転換されるときに、外国投資家は、会社に対する出資または株式引受をするものとみなされる。したがって、会社と外国投資家は、1.2 で述べられている外資による出資上限規制を遵守しなければならない。別紙 I 記載の増資手続に従う。

また、会社は、外国借入および返済のための口座を開設した銀行に対し、転換完了から 5 営業日以内に、外国ローンの資本への転換について通知しなければならない⁵⁹。

7. 優先株式

法律上、株式会社は、次の 4 つの種類の優先株式を発行することができる。

- (i) 普通株式より多くの議決権が付与されており、政府により許可された機関（議決権優先権の有効期間は、定款に定められる。）または設立株主（議決権優先権の有効期間は、企業登録証明書の発行から 3 年間）により所有される「議決権優先株式」
- (ii) 普通株式よりも多くの配当を受ける権利または会社の業績に左右されない固定年間配当を受ける権利が付与されている「配当優先株式」
- (iii) 株主の要求に基づき、または株券もしくは会社の定款に記録されている条件に基づき、会社から償還される権利が付与されている「償還優先株式」
- (iv) 会社の定款および証券に関する法律に規定されているその他の種類の優先株式⁶⁰

資金調達を行う上で、配当優先株式は、既存の株主または新規の投資家から追加資本を調達するための有効な手段である。配当優先株式の保有者は、会社の株主総会での議決権行使や会社の株主総会への出席をすることができず、また、取締役会または監査役会の人員を指名することもできない⁶¹。固定配当優先株式については、会社の利益がない年であっても、配当を行うことがで

⁵⁸ 通達 122/2020/TT-BTC

⁵⁹ 通達 12 第 34.3 条

⁶⁰ 企業法第 114.2 条、第 116 条、第 117 条および第 118 条

⁶¹ 企業法第 117.3 条および第 118.3 条

きる。

配当優先株式の発行は、(i) 会社の定款または (ii) 株主総会の決定に従う⁶²。株式会社の定款には、株式の種類等が含まれなければならない⁶³。したがって、配当優先株式を発行するためには、定款に配当優先株式の定めを置かなければならない。他方で、会社は、配当優先株式に対する所有権と当該配当優先株式の条件の証となる株券の発行を要求されることになる⁶⁴。したがって、配当優先株式を発行するための社内手続には、通常、次のようなものが含まれる。

- (i) 配当優先株式を規定するための会社の定款の変更（定款に規定されていない場合）
- (ii) 配当優先株式の発行に関する株主総会の承認の取得（実務上、(i) および (ii) は同じ株主総会で行うことが可能）
- (iii) 配当優先株式の株券（当該株式の条件を記載したもの）の発行

上記に加えて、会社および外国人株主（存在する場合）は、1.2 で述べられている外国人保有比率を確保しなければならず、別紙 I 記載の増資の場合と同様の手続をとることとなる。

8. グリーンファイナンス

企業は、グリーン基準を満たす投資プロジェクト向けに有利な融資条件を提示するグリーンクレジットを利用することができる。グリーンファイナンスに対する規制は、2000年代までさかのぼる。2000年代初頭、ベトナム政府は、産業の発展に合わせて環境保護に多大な注意を払ってきた。2004年に、ベトナム共産党政治局は決議 41-NQ/TW により、金融機関等を環境に関連して発展させることが、環境保護のために投資資本の源泉を効率的に利用する方策の一つであると指示した。かかる指示を受けて、ベトナム政府はここ数年の間に、グリーンファイナンス（例えば、2020年に採択された環境保護法に基づくグリーンクレジットやグリーンボンドなど）に関するいくつかの法律を公布している。

グリーンクレジットとは、(i) 天然資源の効率的利用、(ii) 気候変動への適応、(iii) 廃棄物管理、(iv) 汚染改善や環境の質の向上、(v) 自然生態系の回復、(vi) 自然や生物多様性の保全、(vii) その他の環境面の利点の創出、を目的とする投資プロジェクト向けに、ベトナム国内の金融機関や外国銀行支店が供与する信用を指す⁶⁵。また、ベトナム国内の金融機関や外国銀行支店は、上記プロジェクト向けに有利な条件で信用を供与することも奨励されている⁶⁶。ベトナム国家銀行は、信用供与における環境リスク管理のためのガイドラインを発行し、一定のプロジェクトについて、与信供与における環境リスク管理の対象としている。グリーンクレジットを享受できるプロジェクトを類型化し、その適格性を確認するための基準を示すリストが、2022年12月31日までに天然資源環境省から発行される予定であったが、期限までには発行されなかった⁶⁷。加えて、ベト

⁶² 企業法第 114.2 条

⁶³ 企業法第 24.2 条 (c)

⁶⁴ 企業法第 121.1 条

⁶⁵ 環境保護法第 149.1 条および第 149.2 条

⁶⁶ 環境保護法第 149.3 条

⁶⁷ 政令 08/2022/ND-CP 第 154.2 条

ナム国家銀行も、グリーンクレジットの供与を奨励する目的で⁶⁸、グリーンクレジットに関するいくつかの具体的な指示、指令および行動計画を発出しており、注目すべきは 2025 年までのロードマップを伴うベトナムにおけるグリーンバンクの開発提案である⁶⁹。ただし、グリーンクレジットの供与は、金融機関や外国銀行支店に対して強制されるものではない。よって、グリーンクレジットの供与は、3 で論じた通常の信用供与の場合と同様に、借入人に対する金融機関の評価次第である。実務では、商業銀行が供与するグリーンクレジットの優遇条件は、貸出額、金利、融資期間などに関して設定されているようである。

一方、グリーンボンドは、環境保護施設の改修・機能向上、循環型経済およびグリーン経済の適用、炭素排出量の削減など、環境保護または環境に有益な投資資本を調達するために、政府、地方自治体および企業が発行する債券である⁷⁰。グリーンクレジットと同様に、グリーンボンド発行適格プロジェクトを類型化し、その適格性を確認するための基準を示すリストが、2022 年 12 月 31 日までに天然資源環境省から発行される予定であったが、期限までには発行されなかった⁷¹。グリーンボンドの発行者は、証券取引所やベトナム証券預託決済機構における上場、上場管理、取引および証券登録の手数料や費用の 50%割引など、証券分野の公共サービスの割引⁷²や、法律に基づくその他の優遇措置を受ける⁷³。現在、財政省は、グリーンボンド発行者に対する法人所得税上の優遇策を協議している⁷⁴。

上記に加えて、廃棄物の収集、処理、リサイクルまたは再利用、環境保護のための技術や設備の製造、販売など、環境保護活動に投資する企業⁷⁵は、ベトナム環境保護基金 (VEPF) からの資金援助も利用することもできる⁷⁶。VEPF の資金を利用するために、適格プロジェクトの投資家は、VEPF が要求する書類 (例: 投資家の設立文書 (例: 企業登録証明書、定款など)、財務諸表、事業計画書、プロジェクト文書など) を同封して、申請書を提出する⁷⁷。VEPF は、プロジェクトの適格性、借入人の法的地位、借入人のローン利用計画の実行可能性、借入人のローン返済能力、およびプロジェクトの実施に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因を評価した後に、資金援助を行う⁷⁸。

68 指令 03/CT-NHNN、決定 1552/QD-NHNN および決定 1604/QD-NHNN

69 決定 1604/QD-NHNN 第 1 条第 III 項

70 環境保護法第 150.1 条および第 150.2 条

71 政令 08 第 154.2 条および第 157.1 条

72 通達 101/2021/TT-BTC 第 3.6 条

73 政令 08 第 157.8 条

74 以下にアクセス: [Chính phủ sẽ “bật đèn xanh” cho trái phiếu xanh? - Nhip sống kinh tế Việt Nam & Thế giới \(vneconomy.vn\)](https://www.vneconomy.vn)

75 環境保護法 133 条

76 環境保護法第 151.1 条。環境保護に関する投資プロジェクトの投資家は、VEPF が供与する優遇金利ローンを受けることができる (決定 78/2014/QD-TTg 第 4.2 条および通達 03/2017/TT-BTNMT 第 6.1 条による)。特に、金利は VEPF が定めるが、当該ローン実行時点で監督官庁が公表している国家の投資信用金利の 50%を超えてはならない (通達 03/2017/TT-BTNMT 第 9.1 条による)。

77 通達 03/2014/TT-BTNMT 第 11 条

78 通達 03/2017/TT-BTNMT 第 13 条

環境保護活動に投資する企業は、ベトナム開発銀行（VDB）、国際機関、国際金融公社（IFC）などの他の財源や、世界銀行のベトナム工業会社エネルギー効率化（Vietnam Energy Efficiency for Industrial Enterprises）（VEEIE）といった関連の金融メカニズムを利用することができる。

9. サプライヤー与信

会社は、商品または役務の売買に関して、後払いまたは分割払い契約を締結することにより、サプライヤーからの与信を受けることができる。法は、売買契約の当事者に対し、商品の引渡しまたは役務の提供後に、後払いまたは分割払いに合意することを認めている⁷⁹。両当事者が後払いまたは分割払いについて合意する場合、両当事者が別段の合意をしない限り、サプライヤーは、引渡された商品（サービスの場合、実際には不可能な場合がある。）に対する所有権を留保する。

サプライヤーが外国企業である場合には、後払いまたは分割払いは、外国貸付とみなされ、2に記載したように、外国貸付に関する規制に従うことが要求される。ただし、支払期間が1年を超える場合でも、後払いまたは分割払い契約をベトナム国家銀行に登録する必要はない。

10. ピアツーピアレンディング（P2P）

ベトナムでは、金融技術の発達に伴い、P2P レンディング、すなわちピアツーピア融資が急速に拡大している。一般的に、ベトナムにおける P2P レンディングには4つの基本的なアプローチがある。

- (i) 会社が中間に立ち、テクノロジーを利用して、単に資金を提供する人々と資金を求める人々を結びつける。
- (ii) 会社が資金を求める人々の信用力を評価し、資金を提供する人々に紹介する。
- (iii) 会社が資金を提供する人々の商品（債務返済の利率、条件および方法）を評価し、当該情報を、資金を求める人々に提供する。
- (iv) 会社が資金を提供する人々と資金を求める人々を結びつけるだけでなく、自らも資金提供社となる。

借入人と貸付人をつなぐためにオンラインプラットフォームを提供している企業は、Tima.vn、Vaymuon.vn、Fungo.vn および Lendbiz など、数多く存在する。実務上、貸付人と借入人との間の契約締結および貸付実行の迅速さおよび容易さから、中小企業の資金調達手段として P2P レンディングが徐々に受け入れられるようになってきている。

P2P レンディング業務を規制する包括的な法的枠組みは存在しない。現在、P2P レンディングは、3つの異なるセクターに適用される一般的な規制の対象となる可能性がある。すなわち、電子商取引（または電子的手段による取引を行う行為）、信用格付および評価（または借入人の債務返済能力の分析、評価および格付）ならびに貸付（または貸付人が、元本と利息が完全に返済可能であるという前提で、合意された一定の期間、特定の目的のために使用する金額を借入人に引き渡し、もしくは引き渡すことを約する信用供与）である。このように、P2P レンディングの運営

⁷⁹ 民法第 453 条

に適用される規制およびP2Pレンディングの許容可能性は、実際に行われる事業の性質に基づき、ケースバイケースで判断する必要がある。

P2P融資プラットフォームを使用する借入人は、P2P融資プラットフォームの許容性に関連するいかなる義務も負わない。しかし、P2P融資プラットフォームまたは融資者が融資を許可されていないにもかかわらず、借入者が当該P2P融資プラットフォームまたは融資者と貸付契約を締結する場合、融資の提供がベトナムの法律の禁止違反とみなされると、貸付契約が管轄当局により無効と宣言されることがある⁸⁰。この場合、貸付契約は取り消され、借入人の資金調達に支障をきたす可能性がある。

ベトナム国家銀行は、法外な金利の適用、未告知の高額な手数料または貸付を回収するための威嚇的な方法、ハラスメント、さらには暴力にすら頼る規制されていないP2P融資会社に対する懸念を表明している。しかし、ベトナム国家銀行は、P2Pレンディングの違法性を明示的に主張している訳ではない。近時、ベトナム国家銀行は、フィンテック商品のパイロット制度を規定する政令草案（以下「フィンテック政令草案」という。）を公表した。また、フィンテック政令草案には、P2Pレンディングのためのサンドボックス制度も含まれている。この草案では、P2Pレンディングは、貸付人と借入人の仲介として、P2P融資会社が提供するフィンテックアプリを介して設計・運用されるテクノロジープラットフォーム上の貸付活動と定義されている⁸¹。これが正式に発行された場合、P2Pレンディング会社は、この試験的な仕組みに基づいて運営することが必要になるかもしれない。

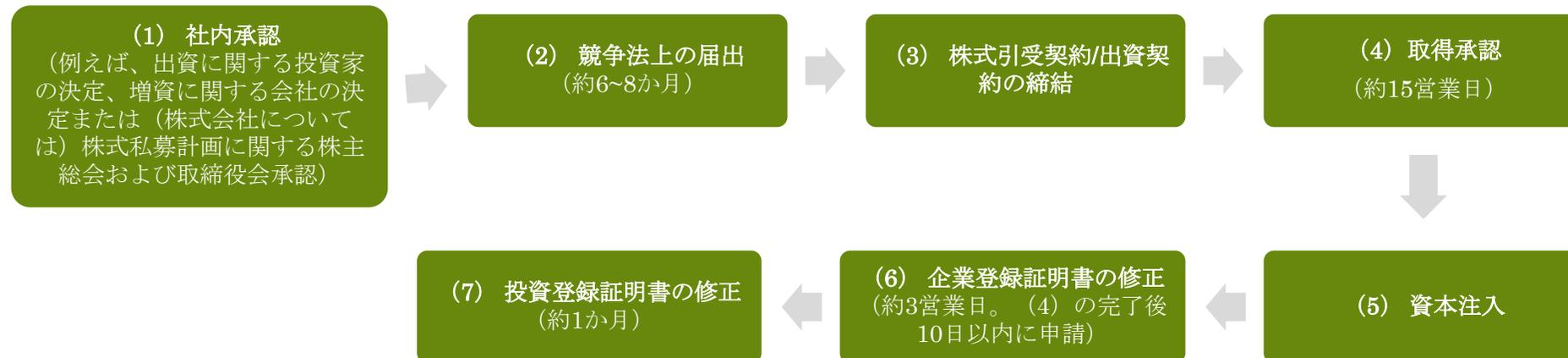
⁸⁰ 民法 123 条

⁸¹ フィンテック政令草案第 3.6 条

別紙 I -増資の手続

増資の手続と、実務上の所要日数については、以下の図のとおり。

1. 競争法上の届出および取得承認を要する場合の手続^{82 83 84}

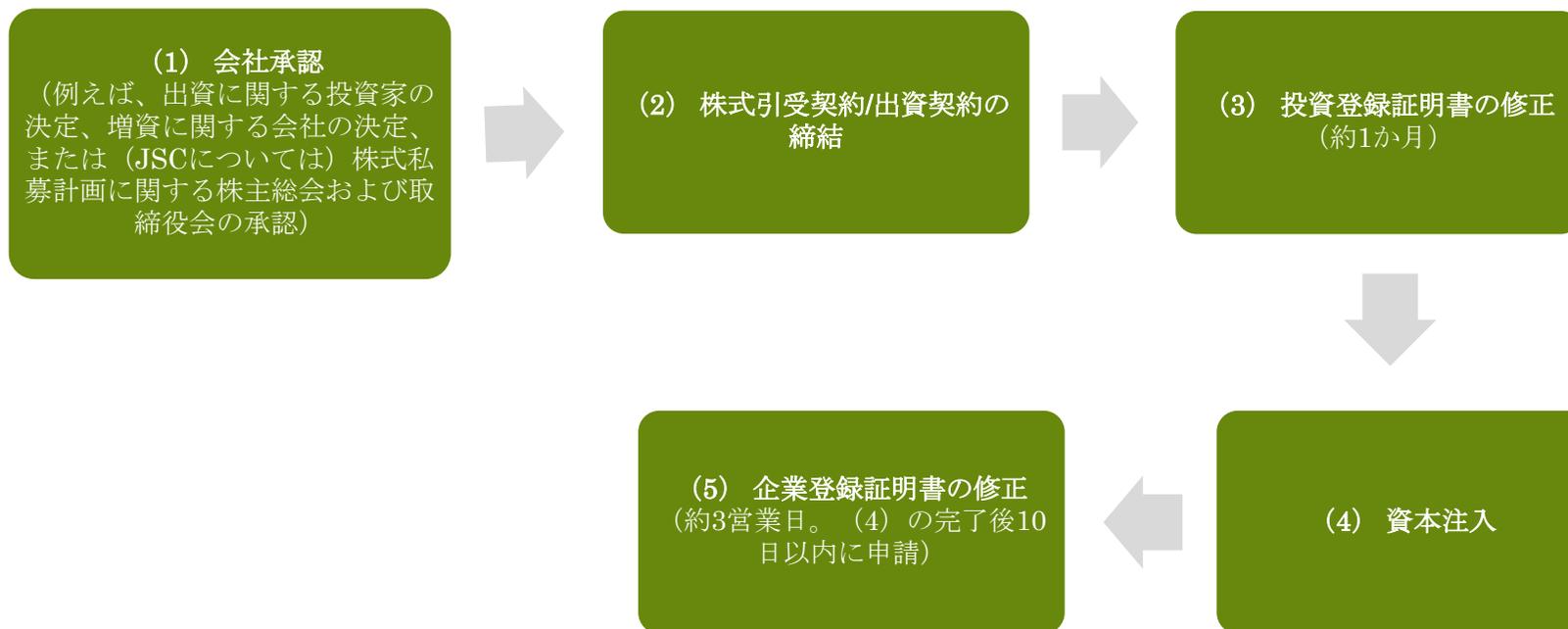


⁸² 法律上、株式引受/出資取得取引は、経済的集中とみなされ、競争法上の届出義務の対象となる場合がある。すなわち、当該取引が (i) 支配条件 (企業が、他の企業の株式または財産の全部または一部を、当該被買収企業または被買収企業の事業種目の1つを支配または統治するのに十分な程度、直接的または間接的に取得すること)、および (ii) 閾値条件 (ベトナムにおける当該取引の当事者らの総資産、総売上高もしくは総市場シェアまたは取引価額の閾値) を満たしている場合、国家競争委員会へ届出を行い、かつその承認を得ることが必要となる。本レポートは、ベトナムにおける中小企業向けの資金調達方法に焦点を当てているので、合併届出に関する手続の説明は省略する。

⁸³ 投資法第 26.2 条によれば、(i) 当該増資の結果、会社の外国人保有比率が増加し、当該会社が、外国投資家に対する市場アクセス制限のある事業を行っている場合、(ii) 当該増資により、外国投資家 (外国投資家が定款資本の 50% を所有する外国投資企業または同種の外国投資企業を含む。) が会社の定款資本の 50% 超を所有することになる場合、または (iii) 会社が、島または国境もしくは沿岸部の村にある土地に対して、沿岸部の村において、国の防衛および安全保障に影響を与える別の地域において、土地使用権証書を有する場合、外国投資家/出資者は、会社の増資につき、会社の本店所在地に応じて、管轄の計画投資局または工業団地管理委員会から取得承認を得る必要があるとされる。

⁸⁴ 大規模プロジェクト、環境に深刻な悪影響を及ぼし得るプロジェクト、森林地を利用したり、水稻栽培用の土地を利用したりするプロジェクト、重要なセクター (例えば、原子力、石油の処理) のプロジェクトには、投資政策決定 (IPD) が必要である。本レポートは、ベトナムにおける中小企業向けの資金調達方法に焦点を当てているので、IPD の修正に関する手続の説明は省略する。

2. 競争法上の届出および取得承認を要求されない場合の手続:



3. 許認可手続に必要な書類の一覧:

番号	必要書類	言語	作成者	署名/捺印者	発行部数
取得承認⁸⁵					
1.	取得承認の申請	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	株式引受人/出資者 および対象会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 株式引受人/出資者および対象会社の法定代表者による署名 ▶ それぞれの法定代表者の署名の上に、株式引受人/出資者および対象会社の印により押印 	原本 1 部
2.	当事者らの企業登録証明書 またはこれに準ずるもの	ベトナム語 (外国語の場合は、ベトナム語公証翻訳)	株式引受人/出資者 および対象会社	該当なし	各書類の認証謄本 1 部 (外国投資家の書類の場合は、認証 (Legalization) 済みの写し 1 部)

⁸⁵ 投資法第 26 条、政令 31/2021/ND-CP 第 66 条

番号	必要書類	言語	作成者	署名/捺印者	発行部数
3.	株式引受契約/出資契約	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	株式引受人/出資者 および対象会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 株式引受人/出資者および対象会社の法定代表者による署名 ▶ それぞれの法定代表者の署名の上に、株式引受人/出資者および対象会社の印により押印 	原本1部
4.	直近2年間の当事者の監査済財務諸表	ベトナム語 (外国語の場合は、ベトナム語の公証翻訳)	株式引受人/出資者 および対象会社	該当なし	各書類の認証謄本1部(外国投資家の書類の場合は、認証(Legalization)済みの写し1部)
5.	株式引受人/出資者の法定代表者のパスポート	ベトナム語 (外国語の場合は、ベトナム語の公証翻訳)	株式引受人/出資者	該当なし	認証謄本1部(外国当局が発行したものの場合は、認証(Legalization)済みの写し1部)
6.	対象会社の最新の投資登録証明書	ベトナム語	対象会社	該当なし	認証謄本1部
7.	提出委任状	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	株式引受人/出資者 および対象会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 株式引受人/出資者および対象会社の法定代表者による署名 ▶ それぞれの法定代表者の署名の上に、株式引受人/出資者および対象会社の印により押印 	原本1部
8.	当局により要求され得るその他の書類(もしあれば)				
投資登録証明書の修正⁸⁶					
1.	投資計画の修正申請	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	対象会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象会社の法定代表者による署名 ▶ 法定代表者の署名の上に、対象会社の印により押印 	原本1部
2.	事業実施状況報告書	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	対象会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象会社の法定代表者による署名 ▶ 法定代表者の署名の上に、対象会社の印により押印 	原本1部
3.	投資事業の修正に関する決定	ベトナム語 (または外国語お	対象会社	▶ 対象会社の法定代表者(または、社員1名の有限責任会社の場合、対象会社	原本1部

⁸⁶ 政令31/2021/ND-CP第47条

番号	必要書類	言語	作成者	署名/捺印者	発行部数
		よびベトナム語)		の所有者の法定代表者)による署名 ▶ 法定代表者の署名の上に、対象会社の印(または、社員1名の有限責任会社の場合、対象会社の所有者の印)により押印	
4.	投資計画の修正の説明書	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	対象会社	▶ 対象会社の法定代表者による署名 ▶ 法定代表者の署名の上に、対象会社の印により押印	原本1部
5.	株式引受人/出資者の設立証明書またはこれに準ずる書類	ベトナム語 (または外国語の場合、ベトナム語の公証翻訳)	株式引受人/出資者 および対象企業	該当なし	各書類の認証謄本1部(外国投資家の書類の場合は、認証(Legalization)済みの写し1部)
6.	株式引受人/出資者の法定代表者のパスポート	ベトナム語 (または外国語の場合、ベトナム語の公証翻訳)	株式引受人/出資者	該当なし	認証謄本1部(外国当局が発行したものの場合は、認証(Legalization)済みの写し1部)
7.	株式引受人/出資者の直近2年間の監査済財務諸表	ベトナム語 (または外国語の場合、ベトナム語の公証翻訳)	株式引受人/出資者	該当なし	各書類の認証謄本1部(外国投資家の書類の場合は、各書類の認証(Legalization)済みの写し1部)
8.	対象会社の直近2年間の監査済財務諸表	ベトナム語 (または外国語の場合、ベトナム語の公証翻訳)	対象会社	該当なし	各書類の認証謄本1部
9.	対象会社の修正企業登録証明書(投資登録証明書の修正前に企業登録証明書の修正が実施された場合)	ベトナム語	対象会社	該当なし	認証謄本1部
10.	取得承認(適用のある場合)	ベトナム語	対象会社	該当なし	認証謄本1部
11.	対象会社の最新の投資登録証明書	ベトナム語	対象会社	該当なし	認証謄本1部
12.	提出委任状	ベトナム語 (または外国語お	対象会社	▶ 対象会社の法定代表者による署名 ▶ 法定代表者の署名の上に、対象会社の	原本1部

番号	必要書類	言語	作成者	署名/捺印者	発行部数
		よびベトナム語)		印により押印	
13.	ハノイ市計画投資局 (DPI) から要求され得るその他の書類 (もしあれば)				
企業登録証明書の修正⁸⁷					
1.	定款資本の変更に関する通知	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	対象会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象会社の法定代表者による署名 ▶ 法定代表者の署名の上に、対象会社の印により押印 	原本1部
2.	所有者の決定、または定款資本増加を承認する対象会社の (i) 社員総会もしくは (ii) 株主総会の決議および議事録	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	対象会社	決定/決議については、 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象会社の法定代表者 (または、社員1名の有限責任会社の場合、対象会社の所有者の法定代表者) による署名 ▶ 法定代表者の署名の上に、対象会社の印 (または、社員1名の有限責任会社の場合、対象会社の所有者の印) により押印 議事録の場合: 議長および議事録作成者による署名	原本1部
3.	定款資本増加 (株式会社の私募) の登録に関する取締役会の決議および議事録	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	対象会社	決定/決議については、 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象会社の取締役会議長による署名 ▶ 取締役会議長の署名の上に、対象会社の印により押印 ▶ 議事録の場合: 議長および議事録作成者による署名 	原本1部
4.	取得承認 (適用のある場合)	ベトナム語	対象会社	該当なし	認証謄本1部
5.	資本金の支払完了に関する証拠 (例えば、銀行取引明細書)	ベトナム語	対象会社	該当なし	認証謄本1部
6.	外国人株主情報の変更に関する通知 (該当する場合)	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	対象会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象会社の法定代表者による署名 ▶ 法定代表者の署名の上に、対象会社の印により押印 	原本1部

⁸⁷ 政令 01/2021/ND-CP 第 51 条および第 60 条

番号	必要書類	言語	作成者	署名/捺印者	発行部数
7.	提出委任状	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	対象会社	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象会社の法定代表者による署名 ➤ 法定代表者の署名の上に、対象会社の印により押印 	原本1部
8.	ハノイ市計画投資局(DPI)から要求され得るその他の書類(もしあれば)				

別紙Ⅱ-外国ローンの登録
(外貨建外国ローンの場合)

管轄当局：ベトナム国家銀行の本店（ローンの金額が 1,000 万米ドルまたはその相当額を超える場合）または借入人が所在する省のベトナム国家銀行の支店（ローンの金額が 1,000 万米ドルまたはその相当額以下の場合）

登録の提出期限：

- 中長期外国ローン：金銭消費貸借契約の締結日から 30 営業日以内
- 期間が延長され、ローン期間の合計が 1 年を超えており、ローンの 1 年目の応当日**以内**に延長契約が署名されている短期外国ローン：延長契約の締結日から 30 営業日以内
- 期間が延長され、ローン期間の合計が 1 年を超えており、ローンの 1 年目の応当日**後**に延長契約が署名されている短期外国ローン：ローンの 1 年目の応当日から 60 営業日以内
- 契約により期間が延長されていないが、当初の資金引出しの 1 年目の応当日に元本残高が残っている短期外国ローン：ローンの 1 年目の応当日から 60 営業日以内

ベトナム国家銀行による登録確認のスケジュール：オンライン提出の場合は適切な関係書類の提出日から 12 営業日、窓口での提出の場合は適切な関係書類の提出日から 15 営業日。実務上、ベトナム国家銀行本店は、法定期限内で確認書を発行することが多い。外国ローンや借入人の複雑さにより、ベトナム国家銀行本店や支店が法定期限後に確認書を発行することがある。

必要な書類の一覧：借入人は、登録のために以下の書類を提出しなければならない。

番号	必要書類	言語 ⁸⁸	作成者	署名/捺印者	発行部数	注
1.	外国ローンの登録申請 ⁸⁹	ベトナム語 (または外国語およびベトナム語)	借入人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 借入人の法定代表者による署名 ▶ 借入人の法定代表者の署名の上に、借入人の印により押印 	言語ごとに原本2部(提出用に1部およびアーカイブ用に1部(任意))	<ul style="list-style-type: none"> - オンライン上での申告: 借入人は、時間短縮のため、申請関係書類の物理的な提出より前に、外国ローンに関する情報の申告に関して、ベトナム国家銀行のウェブサイト (www.sbv.gov.vn) または www.qlnh-sbv.cic.org.vn) を使用できる⁹⁰。 - 窓口提出: 申請書は、(前記のとおり)にオンライン上で申告する場合には) 印刷、署名および押印または(前記のとおり)にオンライン上で申告しない場合には) 通達12の別紙1の様式によって記入するものとし、他の補足書類と共に提出するものとする⁹¹。
2.	借入人の企業登録証明書(およびそのいずれかの修正版)またはそれに相当するもの	ベトナム語	借入人	該当なし	借入人により認証された写し1部	
3.	借入人の投資登録証明書(およびそのいずれかの修正版)または投資方針の決定	ベトナム語	借入人	該当なし	借入人により認証された写し1部	この書類は、投資プロジェクトを実施するための外国ローンの場合に必要なものである。
4.	場合に依りて、借入人の株主総会、社員総会等で承認された外国ローンの利用計画	ベトナム語	借入人	この計画書には、借入人の株主総会、社員総会またはその他の権限を有する社内機関の決議を	原本1部および借入人が認証した写し1部	この書類は、借入人の事業計画を実施するための外国ローンの場合に必要なものである ⁹² 。

⁸⁸ 通達12は、申請関係書類の言語に関する明確な要求をしていない。しかしながら、実務上は、当局にはベトナム語版が提出されなければならないが、英語版/日本語版またはその他の外国語版を作成したとしても、社内参照用の任意的なものである。

⁸⁹ 通達12第15.1条(a)

⁹⁰ 通達12第5.1条

⁹¹ 通達12第15.1条

⁹² 通達08第7条によると、外国ローンの利用計画は、外国ローンにより資金調達する事業・生産計画であり、当該計画において、借入人は、自らの適法

番号	必要書類	言語 ⁸⁸	作成者	署名/捺印者	発行部数	注
				同封しなければならない。		なお、借入人が投資登録証明書に記載されているプロジェクトのためにローンを利用する場合には、この書類は不要である。
5.	場合に応じて、借入人の株主総会、社員総会等で承認された外国ローンのリストラクチャリングを行う計画	ベトナム語	借入人	この計画書には、借入人の株主総会、社員総会またはその他の権限を有する社内機関の決議を同封しなければならない。	借入人によって認証された写し1部	この書類は、借入人の既存の外国ローンのリストラクチャリングを行うための外国ローンの場合に必要なものである ⁹³ 。

かつ合理的な目的および外国ローンを必要とすることの正当性を示す。当該計画には、記載義務のある一定の内容を記載しなければならないが、これには、以下のものが含まれる。

- (i) 借入人の氏名、企業形態、定款資本、住所、設立ライセンス、事業登録証明書、協同組合もしくは協同連合登録証明書およびその修正（もしあれば）またはこれに準ずるものならびに外国ローンの目的に関連する適法な業種
 - (ii) 実施される外国ローンに関する情報
 - (iii) 外国ローンの目的および規模：外国ローンにより資金調達する事業活動その他のプロジェクト（借入人の適法な事業の範囲内のものでなければならない。）に関する情報
 - ・ 短期外国ローンに関しては、通達 08 に基づく法定の様式による短期外国ローンの必要性の記載
 - ・ 中長期外国ローンに関しては、事業活動の合計資本、資本構造、外国ローンの規模、当該外国ローンを使用して賄われる支出
 - (iv) 外国ローンから生じるリスクの管理に関する措置（もしあれば）
 - (v) 計画を承認する権限
 - (vi) その他の内容（もしあれば）
- ⁹³ 通達 08 第 8 条によると、外国ローンのリストラクチャリングを行う計画には、適法かつ既存の外国ローン債務の完済のための新規外国ローンの使用に関する情報が含まれる。当該計画には、記載義務のある一定の内容を記載しなければならないが、これには、以下のものが含まれる。
- (i) 借入人の氏名、企業形態、定款資本、住所、設立ライセンス、事業登録証明書、協同組合もしくは協同連合登録証明書およびその修正（もしあれば）またはこれに準ずるものならびに外国ローンの目的に関連する適法な業種
 - (ii) 既存の外国ローンおよびその債務残高に関する情報。これには、貸付人、ローン金額、通貨、ローン期間、借入費用、ローン目的、ローン貸付実行、債務の返済、計画日現在における債務残高、リストラクチャリング対象の債務額、（中期/長期外国ローンに関する）ローンのコードまたは（短期外国ローンに関する）外国貸付資本の使用の申告が含まれる。
 - (iii) 新規外国ローンに関する情報。これには、貸付人、ローン金額、通貨、ローン期間、借入費用、貸付実行計画および既存の外国ローンの債務残高の完済計画が含まれる。
 - (iv) 当該計画を承認する権限
 - (v) その他の内容（もしあれば）

番号	必要書類	言語 ⁸⁸	作成者	署名/捺印者	発行部数	注
6.	ベトナム国家銀行に提出された外国ローン（関係書類を同封）の実施に関する報告	ベトナム語	借入人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 借入人の法定代表者による署名 ▶ 法定代表者の署名の上に、借入人の印により押印 	借入人によって認証された写し1部	<p>この書類は、以下のために必要である。</p> <p>(1) 期間が延長され、ローン期間の合計が1年を超えている短期外国ローン</p> <p>(2) 契約により期間が延長されていないが、当初の資金引出しの1年目の応当日に元本残高が残っている短期外国ローン。</p>
7.	貸付人と借入人との間で締結される金銭消費貸借契約	ベトナム語（または外国語およびベトナム語の翻訳）	借入人	該当なし	借入人によって認証された写し1部（または借入人によって認証された外国語版の写し1部および借入人によって認証されたベトナム語版の翻訳1部）	
8.	貸付人、担保設定者および借入人の間または貸付人と担保設定者との間で締結された担保取引契約（該当する場合）	ベトナム語（または外国語およびベトナム語の翻訳）	借入人	該当なし	借入人によって認証された英語版の写し1部（または借入人によって認証された外国語版の写し1部および借入人によって認証されたベトナム語版の翻訳1部）	
9.	外国ローンの借入れ・返済口座開設銀行の確認	ベトナム語	借入人	該当なし	原本1部	この書類は、上記5または6に記載されている場合に必要である。

番号	必要書類	言語 ⁸⁸	作成者	署名/捺印者	発行部数	注
10.	申請関係書類の提出に関する委任状（該当する場合）	ベトナム語（または外国語およびベトナム語）	借入人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 借入人の法定代表者による署名 ➤ 借入人の法定代表者の署名の上に、借入人の印により押印 	原本1部	

別紙Ⅲ-NRASTでの担保取引の登録

1. 担保権の登録に必要な手順

手順	説明	法定期間	注
1.	担保登録の申請書の作成（以下「本申請書」という。）	該当なし	政令 99 に添付された様式による。
2.	NRAST への本申請書の提出	該当なし	本申請書は、複数の方法（直接対面、郵送、オンライン登録、電子メール）で提出することができる ⁹⁴ 。
3.	NRAST による登録確認	午後 3 時より前に本申請書を提出した場合は同日内または午後 3 時より後に本申請書を提出した場合は翌営業日。期限は、正当な理由があれば 3 営業日以下の期間延長できる ⁹⁵ 。	

2. 登録に必要な書類のチェックリスト⁹⁶

番号	必要な書類	言語	発行部数	注
1.	本申請書	ベトナム語	原本 1 部	政令 99 に添付された様式 01d による。
2.	場合に応じて、所有権を留保した売買契約または抵当権設定契約	ベトナム語（可能な場合） または外国語および公証人役場が公証したベトナム語の翻訳 ⁹⁷	原文 1 部 （または公証人役場が認証した写し 1 部）	この書類は、本申請書に売買当事者双方または抵当権者および抵当権設定者双方の署名および押印がない場合に必要である ⁹⁸ 。 なお、ベトナム語版の抵当権設定契約がない場合、原則として、外国の書類は、免除されない限り、ベトナムで使用するために認証（legalization）する必要がある ⁹⁹ 。いずれかの当事者が本申請書に署名していない場合、NRAST が契約の認証（legalization）を要請する可能性がある。

⁹⁴ 政令 99 第 13.1 条⁹⁵ 政令 99 第 16.1 条⁹⁶ 政令 99 第 46 条⁹⁷ 譲渡抵当権者と譲渡抵当権設定者との間の抵当権設定契約は、英語またはその他の言語とすることができるため、NRAST は、口頭で、契約をベトナム語に翻訳することを提案しており、いずれかの当事者が申請書に署名しない場合、当該翻訳は、公証人役場により公証される。⁹⁸ 政令 99 第 46.1 条 (a)⁹⁹ 政令 111/2011/ND-CP 第 4.2 条

番号	必要な書類	言語	発行部数	注
3.	委任状	ベトナム語 (参考で外国語を併記することは可能)	原本1部	この書類は、本申請書を提出するために第三者に権限を付与する場合に必要となる。
4.	NRAST から要求されるその他の書類			NRAST は、ケースバイケースで登録の明確化のために特定の追加書類を要請する可能性があるが、それは稀である。

別紙IV-転換権がなくワラントが付かない社債の発行の手続

I. 社債発行の手続

手順	説明	所要日数	注
1.	会社定款に従った権限を有する社内機関による社債発行計画の承認	株式会社の場合は、通常4営業日以内 ¹⁰⁰ 有限責任会社の場合は、該当なし	株式会社の場合は、会社定款にその他の規定が含まれていない限り、取締役会が、社債発行計画を承認する権限を有する。ただし、取締役会は、社債発行に関する報告を次の株主総会において、行わなければならない ¹⁰¹ 。 有限責任会社の場合は、社債発行計画を承認する権限を有する社内機関は、会社定款に従って、社員総会または会社の会長もしくは会社の所有者である ¹⁰² 。
2.	法律で要求される社債発行関係書類の作成	該当なし	社債発行関係書類のチェックリストについては、下記IIを参照されたい。
3.	証券会社との社債発行関係書類の協議に関する契約の締結	該当なし	
4.	認可証券会社または認可商業銀行もしくは外国銀行支店との入札、引受けまたは仲介による社債の発行に関する契約の締結	該当なし	
5.	認信用格付機関との信用格付契約の締結	該当なし	信用格付けは2024年1月1日から ¹⁰³ 次のいずれかの場合に要求される。 (1) 12か月間に発行された社債の額面総額が VND5000 億を超え、かつ、自己資本総額の 50%を超える場合

¹⁰⁰ 企業法第 157.6 条は、会社の定款に別段の定めがない限り、取締役会の議長または取締役会の招集者が会議に出席するための招待通知を会議の日の少なくとも 3 営業日前に送らなければならないことを要求している。

¹⁰¹ 政令 153 第 13.2 条 (a)

¹⁰² 政令 153 第 13.2 条 (b)

¹⁰³ 政令 08 第 3.3 条

手順	説明	所要日数	注
			(2) 発行登録時の発行済社債の額面総額が自己資本総額の100%を超える場合 ¹⁰⁴
6.	社債保有者の代表者との発行者の事業を監督する契約の締結	該当なし	社債保有者が個人であるプロ証券投資家である場合、この要件は必須である ¹⁰⁵ 。
7.	該当する場合、セキュリティエージェント契約の締結	該当なし	
8.	商業銀行または外国銀行支店での社債発行による収入を受け取るためのエスクロー口座の開設	通常2週間	
9.	上記8のエスクロー口座の開設に関する確認書の取得	通常2営業日	
10.	個人社債保有者が社債を購入する資格を有する旨の確認書の取得	該当なし	この確認書は、2024年1月1日から要求される ¹⁰⁶ 。
11.	社債保有者に対する発行日前の社債発行の開示	発行日の少なくとも1営業日前 ¹⁰⁷	開示方法 ¹⁰⁸ a) 紙の書類 b) 電子書類
12.	上記11の開示に関するハノイ証券取引所への通知	発行日の少なくとも1営業日前 ¹⁰⁹	通知は、ハノイ証券取引所の社債情報ウェブページをとおしてオンラインで行われる ¹¹⁰ 。
13.	社債発行	上記11の開示日から30日以内 ¹¹¹ 。この要件	社債は、社債保有者に直接売却するのではなく、①入札、②引受け、③仲介の方法に

¹⁰⁴ 政令153第12.2条(e)、政令155/2020/ND-CP第19.2条および第310.3条

¹⁰⁵ 政令153第12.2条(d)

¹⁰⁶ 政令08第3.1条

¹⁰⁷ 政令153第19.1条

¹⁰⁸ 政令153第19条、通達122第3.3条および第6.1条

¹⁰⁹ 政令153第19.1条

¹¹⁰ 通達122第6.2条

¹¹¹ 政令153第11.1条(c)

手順	説明	所要日数	注
		は、2024年1月1日から適用される ¹¹² 。	より発行する ¹¹³ 。
14.	社債保有者に対する発行結果の開示	社債発行完了日から5営業日以内 ¹¹⁴	開示方法は、上記11と同一であるべきである。
15.	開示発行結果に関する証券取引所への通知	社債発行完了日から5営業日以内 ¹¹⁵	
16.	ベトナム証券預託決済機構(VSDC)への社債の登録および預託	上記14の発行結果の開示から5営業日以内 ¹¹⁶	
17.	証券取引所における私募社債の取引システムにおける取引の登録 ¹¹⁷	上記16においてVSDCが発行する登録証明書から15営業日以内	当該証券取引所は、有効な関係書類を受領した日から5営業日以内に登録を確認し、当該情報をウェブサイト公開する ¹¹⁸ 。
18.	法律で要求される情報の不定期および定期的な開示	定期開示については6か月ごと ¹¹⁹ 、不定期開示については24時間 ¹²⁰	

II. 社債発行関係書類¹²¹

番号	必要書類	言語 ¹²²	部数	注
1.	上記I.1で承認された社債発行計画	ベトナム語	原本1部	当該計画には、発行ト

¹¹² 政令08第3.2条

¹¹³ 政令153第14.1条

¹¹⁴ 政令153第20.1条

¹¹⁵ 政令153第20.1条

¹¹⁶ 政令153第15.1条(b)

¹¹⁷ 政令153第16.1条

¹¹⁸ 政令153第16.3条

¹¹⁹ 政令153第21.1条

¹²⁰ 政令153第22.1条

¹²¹ 政令153第12条

¹²² 政令153は、発行関係書類の言語に関する要求をしていない。しかしながら、実務上は、ベトナム当局のチェックのためにベトナム語版を作成すべきであり、英語版/日本語版またはその他の外国語版を作成したとしても、社内参照用の任意的なものである。

番号	必要書類	言語 ¹²²	部数	注
				ランシェごとのランシェ数、社債の予定量、発行回数および資金使途 ¹²³ その他の必要な内容を記載するものとする ¹²⁴ 。
2.	社債発行計画に関する権限を有する社内機関の承認	ベトナム語	原本1部	上記 I.1 に対応
3.	企業登録証明書	ベトナム語	写し1部	
4.	発行年の前年の監査済財務諸表	ベトナム語	公証写し1部	
5.	該当する場合、前3年間に発行された全ての社債の支払の証拠	ベトナム語	原本1部	
6.	社債発行関係書類の協議に関する契約	ベトナム語	原本1部	上記 I.3
7.	社債発行に関する契約	ベトナム語	原本1部	上記 I.4
8.	担保管理に関する契約	ベトナム語	原本1部	上記 I.7
9.	発行済社債についての社債発行により調達した資金の使途に関する定期的報告	ベトナム語	原本1部	
10.	該当する場合、発行者の信用格付けに関する報告	ベトナム語	原本1部	上記 I.5
11.	エスクロー口座開設に関する確認	ベトナム語	原本1部	上記 I.9
12.	社債保有者の確認書	ベトナム語	原本1部	上記 I.10
13.	社債募集により調達した資金を発行者の口座に振り替えることについての入札、引受けまたは仲介業務を提供する組織による確認書	ベトナム語	原本1部	
14.	その他の書類			

¹²³ 政令 153 第 10.1 条 (c)

¹²⁴ 政令 153 第 13.1 条

別紙V-転換社債発行の手続

I. 転換社債発行の手続

手順	説明	所要日数	注
1.	転換社債発行計画を決議する株主総会の招集	約1か月	転換社債発行計画は、発行者の株主総会によって承認されなければならない ¹²⁵ 。転換社債発行計画の決議は、発行者の定款に別段の規定がない限り、株主総会において議決権株式の65%により承認されるものとする ¹²⁶ 。
2.	法律で要求される転換社債発行関係書類の作成	該当なし	転換社債発行関係書類のチェックリストについては、下記IIを参照されたい。
3.	証券会社との転換社債発行関係書類の協議に関する契約の締結	該当なし	
4.	認可証券会社または認可商業銀行もしくは外国銀行支店との入札、引受けまたは仲介による転換社債の発行に関する契約の締結	該当なし	
5.	認可信用格付機関との信用格付契約の締結	該当なし	信用格付けは2024年1月1日から ¹²⁷ 次のいずれかの場合に要求される。 (1) 12か月間に発行された社債の額面総額がVND5000億を超え、かつ、自己資本総額の50%を超える場合 (2) 発行登録時の発行済社債の額面総額が自己資本総額の100%を超える場合 ¹²⁸

¹²⁵ 政令153第13.2条

¹²⁶ 企業法第148.1条は、会社の総株式数に関する決議が株主総会において議決権株式の65%により承認されなければならないことを要求している。転換社債は、会社の総株式数を変更する可能性があるため、転換社債発行計画に関する決議は、議決権株式の65%により承認されるべきである。

¹²⁷ 政令08第3.3条

¹²⁸ 政令153第12.2条(e)、政令155/2020/ND-CP第19.2条および第310.3条

手順	説明	所要日数	注
6.	社債保有者の代表者との発行者の事業を監督する契約の締結	該当なし	社債保有者が個人であるプロ証券投資家である場合、この要件は必須である ¹²⁹ 。
7.	該当する場合、セキュリティエージェント契約の締結	該当なし	
8.	商業銀行または外国銀行支店での転換社債発行による収入を受け取るためのエスクロー口座の開設	通常 2 週間	
9.	上記 8 のエスクロー口座の開設に関する確認書の取得	通常 2 営業日	
10.	個人社債保有者が転換社債を購入する資格を有する旨の確認書の取得	該当なし	この確認書は、2024年1月1日から要求される ¹³⁰ 。
11.	社債保有者に対する発行日前の転換社債発行の開示	発行日の少なくとも 1 営業日前 ¹³¹	開示方法 ¹³² a) 紙の書類 b) 電子書類
12.	上記 11 の開示に関するハノイ証券取引所への通知	発行日の少なくとも 1 営業日前 ¹³³	通知は、ハノイ証券取引所の社債情報ウェブページをとおしてオンラインで行われる ¹³⁴ 。
13.	転換社債発行	上記 11 の開示日から 30 日以内 ¹³⁵ 。この要件は、2024年1	転換社債は、社債保有者に直接売却するのではなく、①入札、②引受け、③仲介の方法により発行する ¹³⁷ 。

¹²⁹ 政令 153 第 12.2 条 (d)

¹³⁰ 政令 08 第 3.1 条

¹³¹ 政令 153 第 19.1 条

¹³² 政令 153 第 19 条、情報開示および報告に関するガイダンスを提供する通達 122/2020/TT-BTC (以下「**通達 122**」という。) 第 3.3 条および第 6.1 条

¹³³ 政令 153 第 19.1 条

¹³⁴ 通達 122 第 6.2 条

¹³⁵ 政令 153 第 11.1 条 (c)

¹³⁷ 政令 153 第 14.1 条

手順	説明	所要日数	注
		月1日から適用される ¹³⁶ 。	
14.	社債保有者に対する発行結果の開示	転換社債発行完了日から5営業日以内 ¹³⁸	開示方法は、上記11と同一であるべきである。
15.	開示発行結果に関する証券取引所への通知	転換社債発行完了日から5営業日以内 ¹³⁹	
16.	ベトナム証券預託決済機構(VSDC)への転換社債の登録および預託	上記14の発行結果の開示から5営業日以内 ¹⁴⁰	
17.	証券取引所における私募社債の取引システムにおける取引の登録 ¹⁴¹	上記16においてVSDCが発行する登録証明書から15営業日以内	当該証券取引所は、有効な関係書類を受領した日から5営業日以内に登録を確認し、当該情報をウェブサイトに掲載する ¹⁴² 。
18.	法律で要求される情報の不定期および定期的な開示	定期開示については6か月ごと ¹⁴³ 、不定期開示については24時間 ¹⁴⁴	

II. 転換社債発行関係書類¹⁴⁵

番号	必要書類	言語 ¹⁴⁶	部数	注
1.	上記I.1で承認された転換社債発行計画	ベトナム語	原本1部	当該計画には、社債の発行予定量、発行回数

¹³⁶ 政令08第3.2条

¹³⁸ 政令153第20.1条

¹³⁹ 政令153第20.1条

¹⁴⁰ 政令153第15.1条(b)

¹⁴¹ 政令153第16.1条

¹⁴² 政令153第16.3条

¹⁴³ 政令153第21.1条

¹⁴⁴ 政令153第22.1条

¹⁴⁵ 政令153第12条

¹⁴⁶ 政令153は、発行関係書類の言語に関する要求をしていない。しかしながら、実務上は、ベトナム当局のチェックのためにベトナム語版を作成すべきであり、英語版/日本語版またはその他の外国語版を作成したとしても、社内参照用の任意的なものである。

番号	必要書類	言語 ¹⁴⁶	部数	注
				および資金使途 ¹⁴⁷ その他の必要な内容を記載するものとする ¹⁴⁸ 。
2.	転換社債発行計画に関する株主総会の承認	ベトナム語	原本1部	上記 I.1 に対応
3.	企業登録証明書	ベトナム語	写し1部	
4.	発行年の前年の監査済財務諸表	ベトナム語	公証写し 1部	
5.	該当する場合、前3年間に発行された全ての社債の支払の証拠	ベトナム語	原本1部	
6.	転換社債発行関係書類の協議に関する契約	ベトナム語	原本1部	上記 I.3
7.	転換社債発行に関する契約	ベトナム語	原本1部	上記 I.4
8.	担保管理に関する契約	ベトナム語	原本1部	上記 I.7
9.	発行済社債についての社債発行により調達した資金の使途に関する定期的報告	ベトナム語	原本1部	
10.	該当する場合、発行者の信用格付けに関する報告	ベトナム語	原本1部	上記 I.5
11.	エスクロー口座開設に関する確認	ベトナム語	原本1部	上記 I.9
12.	社債保有者の確認書	ベトナム語	原本1部	上記 I.10
13.	社債募集により調達した資金を発行者の口座に振り替えることについての入札、引受けまたは仲介業務を提供する組織による確認書	ベトナム語	原本1部	
14.	その他の書類			

¹⁴⁷ 政令 153 第 10.1 条 (c)

¹⁴⁸ 政令 153 第 13.1 条